

○ 土地改良事業等請負工事積算基準（平成5年2月22日5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後					現行						
別紙 土地改良事業等請負工事積算基準					別紙 土地改良事業等請負工事積算基準						
別表2 現場管理費率 (1)-a					別表2 現場管理費率 (1)-a						
工種区分	対象金額	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	工種区分	対象金額	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。		適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b			a		b		
ほ場整備工事	<u>31.01%</u>	<u>73.0</u>	-0.0574	<u>22.22%</u>	ほ場整備工事	<u>29.95%</u>	<u>70.5</u>	-0.0574	<u>21.46%</u>		
農用地造成工事	<u>29.68%</u>	<u>46.5</u>	-0.0301	<u>24.92%</u>	農用地造成工事	<u>28.68%</u>	<u>45.0</u>	-0.0302	<u>24.07%</u>		
農道工事	<u>23.24%</u>	<u>25.8</u>	-0.0070	<u>22.32%</u>	農道工事	<u>22.74%</u>	<u>25.2</u>	-0.0069	<u>21.84%</u>		
水路トンネル工事	<u>31.23%</u>	<u>61.2</u>	-0.0451	<u>24.04%</u>	水路トンネル工事	<u>30.47%</u>	<u>59.7</u>	-0.0451	<u>23.45%</u>		
水路工事	<u>26.47%</u>	<u>46.3</u>	-0.0375	<u>21.29%</u>	水路工事	<u>25.59%</u>	<u>44.7</u>	-0.0374	<u>20.59%</u>		
河川及び排水路工事	<u>30.00%</u>	<u>93.2</u>	-0.0760	<u>19.29%</u>	河川及び排水路工事	<u>29.25%</u>	<u>91.0</u>	-0.0761	<u>18.80%</u>		
管水路工事	<u>26.73%</u>	<u>67.7</u>	-0.0623	<u>18.62%</u>	管水路工事	<u>25.87%</u>	<u>65.5</u>	-0.0623	<u>18.01%</u>		
畑かん施設工事	<u>31.26%</u>	<u>133.8</u>	-0.0975	<u>17.74%</u>	畑かん施設工事	<u>29.81%</u>	<u>127.8</u>	-0.0976	<u>16.91%</u>		
コンクリート補修工事	<u>34.20%</u>	<u>154.0</u>	-0.1009	<u>19.03%</u>	コンクリート補修工事	<u>32.70%</u>	<u>147.5</u>	-0.1010	<u>18.19%</u>		
その他土木工事(1)	<u>29.65%</u>	<u>53.6</u>	-0.0397	<u>23.54%</u>	その他土木工事(1)	<u>27.81%</u>	<u>50.2</u>	-0.0396	<u>22.10%</u>		
その他土木工事(2)	<u>32.78%</u>	<u>81.9</u>	-0.0614	<u>22.94%</u>	その他土木工事(2)	<u>31.46%</u>	<u>78.6</u>	-0.0614	<u>22.02%</u>		
(1)-b					(1)-b						
工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。		適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b			a		b		
海岸工事	<u>24.58%</u>	<u>78.3</u>	-0.0735	<u>17.07%</u>	海岸工事	<u>23.99%</u>	<u>76.4</u>	-0.0735	<u>16.66%</u>		
(1)-c					(1)-c						
工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。		適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b			a		b		
干拓工事	<u>23.09%</u>	<u>109.4</u>	-0.0987	<u>13.21%</u>	干拓工事	<u>22.55%</u>	<u>107.0</u>	-0.0988	<u>12.90%</u>		

(1)-d

対象金額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
フィルダム工事	<u>31.70%</u>	<u>123.8</u>	-0.0698	<u>26.05%</u>
コンクリートダム工事	<u>21.73%</u>	<u>229.7</u>	-0.1208	<u>15.47%</u>

(2) [略]

(1)-d

対象金額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
フィルダム工事	<u>31.21%</u>	<u>121.9</u>	-0.0698	<u>25.65%</u>
コンクリートダム工事	<u>21.18%</u>	<u>223.9</u>	-0.1208	<u>15.08%</u>

(2) [略]